

厚木古松台建築協定



厚木市認可

厚木古松台建築協定書

(目 的)

第1条 この協定は、建築基準法(昭和25年法律第201号以下「法」という。)第69条および厚木市建築協定条例(昭和38年厚木市条例第43号)の規定に基づき、協定区域内における建築物の敷地・形態・位置および用途について協定し、住宅地としての環境を良好に維持増進することを目的とする。

(解 釈)

第2条 この協定に定める条項のうち法に関する事項の用語は、法に基づく表現および解釈による。

(名 称)

第3条 この協定は、厚木古松台建築協定(以下「本協定」という。)と称する。

(協定区域)

第4条 本協定の対象区域は、別添図面に表示する区域(以下「本区域」という。)とする。

(協定の締結)

第5条 本協定は、本区域内の土地の所有者(法第77条の規定により土地の所有者とみなされる借主を含む)ならびに建築物の所有を目的とする地上権および賃借権を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)の全員の合意により締結する。

(協定の効力)

第6条 本協定は、その効力が生じた日以後において本区域内の土地の所有者等となった者に対してもその効力があるものとする。

(協定の変更ならびに廃止)

第7条 本協定第4条、第8条、第9条および第13条を変更しようとする場合においては、法第74条の規定による。

2 本協定を廃止する場合は、法第76条の規定による。



(建築物に関する基準)

第8条 第4条に定める本区域内における建築物の敷地・形態・位置および用途は、次に定める事項に基づく基準によらなければならない。

- (1) 一土地区画の面積は、120平方メートル以上とする。
- (2) 地階を除く階数は、2階以下とする。
- (3) 建築物の高さは、地盤面から9メートルを超えないものとする。
- (4) 建築物の外壁または、これに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。
ただし、建築基準法施行令第135条の5に掲げられている内容に該当する場合および車庫についてはこの限りでない。
- (5) 本区域に建築できる建築物は次のとおりとする。

ア 住宅

イ 共同住宅・寄宿舍または下宿

ウ 診療所(獣医院は除く)

エ 建築基準法施行令第130条の3に定める兼用住宅

オ その他、アからエまでに規定する建築物に付属するもの。

(違反者に対する措置)

第9条 第8条の規定に違反した者があった場合、第12条に規定する委員会の長(以下「委員長」という。)は、委員会の決定に基づき、当該土地の所有者等に対して、



建物の高さは地盤面から9mが限度です。



工事施行停止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2 前項の請求があった場合においては、当該土地の所有者等は、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第10条 前条第1項に規定する請求に当該土地の所有者等がその請求に従わない時は、委員長はその強制履行または当該土地権利者等の費用をもって第三者にこれをなさせることを裁判所に請求するものとする。

2 前項の提訴手続き等に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

(信義・誠実の原則)

第11条 この協定の各条項、またはこの協定に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、第12条に規定する委員会が誠意をもって解決するものとする。

(委員会)

第12条 本協定を管理運営するため厚木古松台建築協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の運営・組織・議事ならびに委員に関する必要な事項は、別に定める。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、法第73条第1項の認可があった日から10年とする。

2 本協定に関し、期間満了前に協定者の過半数から異議等の申出がない場合は、当該期間満了の翌日から起算して、さらに5年間同一条件により協定は、更新されるものとし、以後この例による。

3 有効期間内に生じた違反者の措置に関しては、期間満了後もなお効力を有する。

(附 則)

1 この協定は知事の認可があった日から効力を発する。

2 本協定書は3部作成し、2部を知事に提出し、1部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配布する。

昭和56年8月31日 認可

昭和56年9月29日 公告



厚木古松台建築協定 運営委員会規則

(趣 旨)

第1条 厚木古松台建築協定(以下「建築協定」という。)を円滑に運営するため建築協定第12条の規定に基づき厚木古松台建築協定運営委員会(以下「委員会」という。)を置き委員会の組織運営等についてはこの規則に定めるところによる。

(職 務)

第2条 委員会は建築協定第9条及び第11条に規定する事項その他建築協定の運営に関する事項を所掌する。

(組 織)

第3条 委員会に委員会の長(以下「委員長」という。)副委員長1名及び委員若干名を置く。

2 委員は、協定者等の互選により定める。

3 委員長は委員の互選とし会務を総理し、協定者等を代表する。

4 副委員長は、あらかじめ委員長が指名する委員をもって充て委員長を補佐し委員長に事故あるときその職務を代行する。

(委 員)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし再任することができる。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が必要の都度招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(補 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附 則)

この規則は神奈川県知事の認可公告の日から効力を生じる。

僕らのまちは、僕らが守る。

